

て、同審決の取消請求が棄却された事例

(東京高平16・11・29判決、平一六(行ケ)二二六号、審決公報五四号六三七頁)

118 本願商標〔「GOO」〕は、引用商標〔Wonder GOO〕に類似するとした審決に違法はないとして、同審決の取消請求が棄却された事例

(東京高平16・12・22判決、平一六(行ケ)三二八号、審決公報五四号六四九頁)

119 本件商標〔「うめ／梅」〕は、指定商品〔梅の実を加工品を加味した食品〕に使用するときは、当該商品の原材料、品質を表示するに止まり、自他商品の識別標識としての機能を果たさないとした審決に違法はないとして、同審決の取消請求が棄却された事例

(東京高平17・1・20判決、平一六(行ケ)一八九号、審決公報五四号六二二頁)

120 本願商標〔「インテリアンショップ」〕は、これをその指定商品に使用したとき、自他商品識別標識としての機能を果たし得ないから、本願商標は、商標法三条一項三号に該当し、登録することができないとした審決に違法はないとして、同審決の取消請求が棄却された事例

(東京高平17・1・26判決、平一六(行ケ)三六九号、審決公報五八号一〇二頁)

121 本件商標〔「COMEX」〕の登録は、ロレックス社製の「ROLEX/comex マルティン・ヤード」時計の人氣及び「comex」「COMEX」の商標が高い信頼性を有していることを熟知しながら、我が国において「COMEX」の商標登録がされていなかったことを奇貨として、先取りされたもの

であるから、著しく社会的妥当性を欠くとし、登録を無効とした審決の取消請求が棄却された事例

(東京高平17・1・31判決、平一六(行ケ)三二九号、審決公報五八号一〇六七頁)

122 本件商標〔「メバロリン」MEVALOTIN〕と引用商標〔「メバロチン」MEVALOTIN〕等は、両商標に係る商品の性質、用途、目的における関連性の強さ、取引者・需要者の共通性の程度を考慮すれば、類似する商標であり、原告が本件商標を高脂血症薬剤に使用した場合、出所の混同を来すおそれがあると判示し、これと異なる審決の取消請求が認容された事例

(東京高平17・2・24判決、平一六(行ケ)二五六号、審決公報五九号二七一頁)

123 本件商標〔「SILVIO VALENTINO」〕は、著名な「VALENTINO」との関係で商品の出所について混同を生ずるおそれがあるとした決定は正当であるとして、同決定の取消請求が棄却された事例

(東京高平17・2・24判決、平一六(行ケ)三三五号、審決公報五八号一〇九三頁)

124 本件商標〔「メバロチン」MEVALOTIN〕と引用商標〔「メバロチン」MEVALOTIN〕等は、両商標に係る商品の性質、用途、目的における関連性の強さ、取引者・需要者の共通性の程度を考慮すれば、類似する商標であり、被告が本件商標を高脂血症薬剤に使用した場合、出所の混同を来すおそれがあるとし、これと同旨の審決取消請求が棄却された事例

(東京高平17・2・24判決、平一六(行ケ)三四二号、審決公報五九号二八三頁)

33 被告の輸入、販売する階段マットは、原告製品の形態を模倣した製品であるとし、不正競争防止法二条一項三号所定の不正競争行為に該当するとして、原告の損害賠償請求が認容された事例

(大阪地平16・5・13判決、平一五(ワ)二三五一号、未登載)

34 被告商品(トリートメント イオンブラシ)の輸入販売行為は、原告商品(トリートメント イオンブラシ)の形態の模倣に当たるとし、同商品の輸入販売行為の差止請求等が認容された事例

(大阪高平16・7・30判決、平一五(ネ)三〇〇五号、未登載)

35 被告商品(ブラジャー)は、原告商品(ブラジャー)の形態を模倣したものであるとして、原告の被告に対する損害賠償請求が認容された事例

(大阪地平16・9・13判決、平一五(ワ)八五〇一号の二、判時一八九九号一四二頁、判タ一一六八号二六七頁)

36 被告らが販売する耐震補強金具の形態は、原告の販売する耐震補強金具(グレートホルダーIII型)の形態を模倣したものであるとして、原告の被告らに対する損害賠償請求が認容された事例

(東京地平16・9・29判決、平一四(ワ)二五五二二号、未登載)

37 被告らが販売する衣料品の形態は、原告の販売する衣料品の形態を模倣したものであるとして、原告の被告らに対する損害賠償請求が認容された事例

(東京地平16・9・29判決、平一六(ワ)五八三〇号、未登載)

38 「原告商品(米酢)は被告商品(米酢)の形態を模倣し

た商品である」趣旨を記載した書面を原告の取引先各社に送付した被告の行為について、原告商品と被告商品とは商品の形態が実質的には同一とはいえないから、前記書面を取引先に送付することは虚偽事実の告知又は流布に当たるとし、原告の損害賠償請求が認容された事例

(大阪地平16・12・16判決、平一五(ワ)六五八〇号・平一六(ワ)六一七五号、未登載)

39 原告が被告に対して、被告商品(カットソー)は原告商品(カットソー)の模倣であると主張して、不正競争防止法二条一項三号に基づいて損害賠償等を請求した事案において、原告商品の形態は、同種商品が通常有するありふれた形態であるとして、原告の請求が棄却された事例

(東京地平17・3・30判決、平一六(ワ)一二七九三号、判時一八九九号一三七頁、判タ一一八八号三三五頁)

40 被告の製造、販売する被告商品(婦人服)は、原告の製造、販売する原告商品(婦人服)の商品形態を模倣したものであるのではないと判示して、原告の被告に対する不正競争防止法二条一項三号に係る被告商品の販売差止め等の請求が棄却された事例

(東京地平17・4・27判決、平一六(ワ)一二七二三号、未登載)
〔編注〕 控訴審 知財高平17・11・10判決

41 被告の製造、販売する被告商品(マンホール用足掛具)は、原告の製造、販売する原告商品(マンホール用足掛具)の商品形態を模倣したものであるのではないと判示して、原告の被告に対する不正競争防止法二条一項三号に係る被告商品の販売差止め等の請求が棄却された事例

(東京地平17・5・24判決、平一五(ワ)一七三五八号、判時一九三